

雇調金 3月末まで延長

首相表明 住居確保給付金は再支給

菅義偉首相は22日、新型コロナウイルス対応で拡充した雇用調整助成金（雇調金）の特例措置について、現行の助成率や1日あたりの上限額を維持したまま、緊急事態宣言解除の翌月末まで延長する方針を表明した。また、生活苦で住まいを失う恐れのある人の家賃を支援する「住居確保給付金」を再支給することも明らかにした。

「全国の新規感染者数が若干減少しているが、いまだに極めて高い水準だ」と述べ、引き続き対策を徹底する必要性を強調した。

政府は、コロナ禍を受けた雇調金の特例措置は2月末を期限とし、3月以降は段階的に縮小する方針だった。その後、2月7日までとする緊急事態宣言が出されたため、宣言の延長がなければ3月末まで特例措置が適用される。

雇調金は、企業が働き手を休業させた場合に払う休業手当の費用を支援する制度。現在、特例として上限額は1万5千円、助成率は中小企業なら最大100%、大企業も緊急事態宣言の対象地域で営業時間の短縮に応じた飲食店などは最大100%に引き上げている。

「住居確保給付金」は、現在は原則1回しか支給されないが、3月末までに申請した場合に限り最大3カ月分を再支給することを決めた。（相原亮、吉田貴司）

首相官邸で開いた政府の対策本部で語った。首相は